

❖ 財政分析指標

■ 形式収支（歳入歳出差引額）（けいしきしゅうし・さいにゆうさいしゅつさしひきがく）
歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いたものです。

$$\text{形式収支（歳入歳出差引額）} = \text{歳入決算総額} - \text{歳出決算総額}$$

■ 翌年度へ繰り越すべき財源（よくねんどへくりこすべきざいげん）

翌年度へ繰り越すべき財源とは、年度内に事業を完了させることが不可能となった場合などに翌年度において使うお金（継続費、繰越明許費など）です。このため、余っていても実質的には、黒字とは言えません。そこで、これを控除して本来の黒字・赤字を判断しようとするのが実質収支です。

■ 実質収支（じっしつしゅうし）

実質収支は、一会計年度の決算において、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源（継続費、繰越明許費など）を差し引いた額をいいます。これは、本来当該年度に属すべき支出及び収入が、当該年度に実際に執行されたものとみなすことにより、実質的な収支の状況を見ようとするものです。実質収支がプラスとなれば黒字で、マイナスとなれば赤字ということになります。

実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントになりますが、地方公共団体は営利を目的としていないので、黒字の額が多ければ多いほどよいというものではありません。

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

■ 単年度収支（たんねんどうしゅうし）

実質収支には、当該年度以前の財政運営の結果として累積された赤字や黒字の要素が含まれています。

そこで、当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いて、当該年度一年だけの収支を表したものを単年度収支といいます。

$$\text{単年度収支} = \text{当該年度実質収支} - \text{前年度実質収支}$$

■ 実質単年度収支（じっしつたんねんどうしゅうし）

単年度収支に実質的な黒字要素（財政調整基金積立額、地方債繰上償還額）を足し、実質的な赤字要素（財政調整基金取崩額）を控除したものです。

$$\text{実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立額} + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩額}$$

■ 実質収支比率（じっしつしゅうしひりつ）

標準財政規模に対する実質収支の割合をいいます。地方公共団体の財政規模やその年度の景気状況などによって一概には言えませんが、大きければよいというものではなく、一般的には、3%～5%程度が望ましいとされています。

この実質収支の赤字比率が20%以上となると、町債の発行が制限され、実質的に財政を運営することができなくなります。その場合、財政再建計画をたてて、国から財政再建団

体の指定を受けることによって、町債の制限が解除されます。

■ 経常収支比率（けいじょうしゅうしひりつ）

財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税・地方譲与税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費（職員給など）・扶助費（医療費助成など）・公債費（借金の返済）のように、毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）にどの程度使われているかという割合を示すものです。

この数値が低いほど、臨時的な経費（投資的経費など）にまわす財源を確保できることになり、高いほど、経常的に歳入される一般財源に余裕がないことを示し、財政構造の弾力性が低いということになります。市で80%、町村で75%を超えると財政構造は弾力性を失いつつあると考えられています。しかしながら、この基準は、高度経済成長期に地方公共団体が発展していく中で定められたもので、現在、多くの市町村で80%を超えている現状にあります。

■ 公債費比率（こうさいひりつ）

町債の元利償還金等である公債費に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合です。この数値が高いほど、財政構造の硬直性の高まりを示しています。他団体との比較が可能で、客観的な町の公債費の状況がわかります。財政運営上10%を超えないことが望ましいとされています。

■ 公債費負担比率（こうさいひふたんひりつ）

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合です。この数値が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示しています。一般的には、財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

■ 起債制限比率（きさいせいげんひりつ）

地方債の許可制限のために総務省の地方債許可方針において定められた指標で、繰上償還などの臨時的な要因や、公債費に充てられる特定の財源、地方交付税などにより他から措置のある財源等を除き、真に町が負担しなければならない公債費が一般財源に占める割合を表し、公債費による財政負担の割合を判断する指標の一つです。過去3ヵ年の平均値で表されます。この数値が20%を超えると、一般単独事業債などの起債が制限され、さらに30%を越えると一般事業債の起債が制限されます。

■ 実質公債費比率（じっしつこうさいひりつ）

地方債協議制度への移行に伴い、起債制限比率に加えて地方債の許可制限に係る指標として規定されたものです。地方税や普通交付税等の経常的に収入される一般財源のうち、公債費や公債費に準ずる債務負担行為や公営企業会計に対する繰出金などの公債費に準ずるもの、一部事務組合負担金のうち公債費に該当するものを含めた実質的な公債費相当額から普通地方交付税に措置されている額を控除した額の占める割合を示す指標です。

実質公債費比率が18%以上になると地方債の発行に際し、県知事の許可が必要となり、さらに25%以上の団体は一般単独事業債等の単独事業に係る地方債の発行が制限され、さら

に 35%以上になると、これらに加えて一部の一般公共事業債の起債についても制限されま
す。

■ 経常一般財源比率（けいじょういっばんざいげんひりつ）

標準財政規模に対する経常一般財源の割合をいいます。この比率は、100 を超える度合い
が高いほど経常一般財源に余裕があり、歳入構造に弾力性があることを示します。

■ 自主財源比率（じしゅざいげんひりつ）

自主財源比率とは、歳入全体に対する自主財源の占める割合をいい、財政の自主性を高め
る意味で、この割合が高いことが望まれます。

■ 町債依存度（ちょうさいいぞんど）

町債発行額の歳入決算額に占める割合で、数値が大きければ大きいほど、財源を借金に頼
っていることとなります。

■ プライマリーバランス（ぷらいまりーばらんす）

歳入から町債発行額を引いたものと、歳出から公債費を引いたものの差のことで、基礎的
な財政収支のことをいいます。

プライマリーバランスが黒字の場合は、公債費以外の歳出を、町債以外の歳入で賄って
ることになり、町債の残高も過大に増えることはない健全な状態であるといえます。一方
プライマリーバランスが赤字の場合は、公債費以外の歳出について町債を発行しなければ
賄えず、将来の世代に負担を先送りしている状態で、町債の残高も増えることとなります。

プライマリーバランス = (歳入決算額 - 町債発行額) - (歳出決算額 - 公債費)